

災害時の二次開設避難所を新たに指定
～大規模災害から命を守るため避難所の収容力を強化します～

1 目 的

大規模な自然災害から市民の命を守るため、緊急時に避難できる「二次開設避難所」を新たに指定し、被災者の安全確保と避難所の収容力の強化を図ります。

2 概 要

既存の指定避難所での収容が困難となった場合等の避難先や、浸水地域における避難が遅れた被災者が安全を確保するための避難先として、災害のおそれが低い一部の県立学校と市立中学校を新たに「二次開設避難所」に指定します。

(1) 新規指定施設（7施設）

県立学校 （5校）	春日井高等学校、春日井西高等学校、高蔵寺高等学校、春日井南高等学校、春日井泉高等学校	指定時期（予定） 令和7年6月30日
市立中学校 （2校）	東部中学校、坂下中学校	

※体育館及び武道場を実際の避難場所とし、校舎は学校教育の場の確保のため使用しません。

(2) 開設基準

既存の指定避難所が開設状態で、次の基準に該当した場合に個別に開設します。

風水害	・【警戒レベル5】緊急安全確保を発令したとき（その区域の対象施設）	
	庄内川 浸水想定区域	東部中学校、春日井高等学校、春日井南高等学校
	内津川 浸水想定区域	東部中学校、坂下中学校、春日井高等学校、春日井泉高等学校
	八田川 浸水想定区域	春日井高等学校、春日井西高等学校、春日井南高等学校
※土砂災害のおそれによる発令時：坂下中学校		
・既存の指定避難所の収容限界が超過したとき		
地震災害	・既存の指定避難所が使用不能や収容限界を超過したとき	
	・既存の指定避難所の居住面積を拡充したとき	
	・乳幼児世帯、女性専用、感染症の隔離等により開設が必要なとき	

(3) 開設時の周知方法

市ホームページのほか、市公式LINEや安全安心情報ネットワークのメール配信などでお知らせします。

3 既存の指定避難所（57施設）

(1) 指定一般避難所 41施設（市立小学校等）

指定福祉避難所 16施設（各ふれあいセンター、公民館等）

(2) 開設基準

風水害	・大雨・洪水・暴風警報発表時に自主避難者が来所したとき ・【警戒レベル3】高齢者等避難以上の避難情報を発令したとき (その地域の対象施設を開設)
地震災害	・春日井市に震度5強以上の地震が発生したとき

問い合わせ 総務部市民安全課 TEL 0568-85-6072